

福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金（以下、「奨励金」という。）の支給については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の者について、安定した雇用を促進するため、第4条に定める支給対象事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を支給する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。）第109条及び第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース（以下「開発助成金（就職氷河期コース）」という。）をいう。

(2) 就職氷河期世代

令和6年4月1日時点で大学卒業者の場合は42歳から53歳、短期大学卒業生及び短期大学と在学期間が同等となる学校卒業者の場合は40歳から51歳、高校卒業者の場合は38歳から49歳、中学校卒業者の場合は35歳から46歳までの者をいう。

その他の学歴については、別途県に協議すること。

(3) 中小企業事業主

開発助成金（就職氷河期コース）の企業規模要件に同じ。

(支給対象事業主)

第4条 奨励金の支給を受けることができる事業主は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 県内に所在する事業所の事業主であること。

(2) 対象労働者を雇い入れ、福島労働局長から開発助成金（就職氷河期コース）の支給決定を受けた事業主であること。

(3) 県税に未納がないこと。

(4) 申請書提出日までの過去3年間に各種助成金等の不正受給を行ったことがないこと。

(対象労働者)

第5条 対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 就職氷河期世代の者であること。

(2) 雇入日を令和5年4月1日以降とする開発助成金（就職氷河期コース）の対象労働者であること。

(3) 申請日において、福島県内に住所があること。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、対象労働者1人当たり、開発助成金（就職氷河期コース）の区別ごとに次の各号のとおりとする。ただし、開発助成金（就職氷河期コース）の第1期支給決定通知書に記載されている額の1/2に相当する額が各号の金額を下回る場合には、第1期通知書に記載されている額の1/2に相当する額（千円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 中小企業事業主以外の事業主 125,000円
- (2) 中小企業事業主 150,000円

（奨励金の支給申請）

第7条 奨励金の支給を受けようとする者は、開発助成金（就職氷河期コース）の第1期支給決定通知後30日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金支給申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 開発助成金（就職氷河期コース）の第1期支給決定通知書の写し
- (2) 開発助成金（就職氷河期コース）の支給申請に係る提出書類一式の写し
これによりがたい場合は、別表に掲げる書類
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

（支給の決定）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に奨励金の額を通知するとともに、奨励金を支給する。

なお、支給しないこととした場合は、福島県就職氷河期世代雇用促進奨励金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第9条 申請を取り下げることができる期日は、支給決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（支給決定の取り消し及び返還）

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者に対して当該各号に掲げる額に係る支給決定を取り消し、奨励金の返還を命ずるものとする。

- (1) 奨励金及び開発助成金（就職氷河期コース）について不正受給があった場合、支給した奨励金の全部。
- (2) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反し改善が見られない場合、支給した奨励金の全部。

（関係書類の整備）

第11条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金に関する書類、帳簿等を、通知を受けた日の属する会計年度の翌年から起算して5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しなければならない。

（調査）

第12条 知事は、対象事業について、雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。